

# 居宅介護重要事項説明書

(2024年4月11日現在)

## 1 事業者の概要

名称	医療生協さいたま生活協同組合
法人種別	生活協同組合
法人所在地	埼玉県川口市木曾呂1317
電話番号	048-294-6111
代表者氏名	理事長 雪田 慎二
法人が所有する 営業所の種類・数	病院：4、診療所：8、歯科診療所：3、介護老人保健施設：2、 通所リハビリ：12、通所介護：1、訪問リハビリ：4 居宅介護支援事業所：17、訪問介護：16、歯科診療所：2 訪問看護ステーション：14、在宅介護支援センター：2、 地域包括支援センター：4、看護小規模多機能型居宅介護施設：3、 小規模多機能型居宅介護施設：4、認知症対応型共同生活介護：2、 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）：1、 定期巡回随時対応型訪問介護看護：11、夜間対応型訪問介護：3

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所の所在地等

事業所名	医療生協ケアステーションうらしん
所在地	埼玉県さいたま市浦和区北浦和 3-10-4 2F
電話番号	TEL 048-816-6648
サービス提供地域	さいたま市浦和区 ※その他の地域は相談に応じます
営業日	月曜日～土曜日(祝日は営業) ※上記以外のサービス提供については相談に応じます。
年間の休業日	日曜日、12月30日～1月3日
営業時間	8時30分から17時30分 ※上記以外のサービス提供については相談に応じます。
事業所番号	1116500339 居宅介護 (2006年10月1日指定)
連絡先	営業日、営業時間以外は留守番電話対応となります。

### (2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、居宅介護計画に沿って、 入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事活動、相 談及び助言などのサービスを提供します。
-------	--

運営方針	① 利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。 ② 利用者の心身の特性と能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう居宅介護計画を作成し、計画に沿ってサービスを提供します。 ③ 地域との結びつきを重視し、市町村や地域の保険・医療・福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
職員への研修の実施状況	法人主催により新人・中堅対象に接遇、介護技術等の研修を定期的に行っている他、地域毎の同様の研修会を定期開催しています。 また、事業所内でも折に触れた研修の場を設けるなど、常に従業者の力量向上に努めています。

### 3 事業所の職員体制

#### (1) 従業者の職務の内容

##### ①管理者 1名（常勤兼務職員。サービス提供責任者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

##### ②サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、居宅介護の利用申込みに係る調整、居宅介護等計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。

##### ③従業者 8名以上

従業者は、居宅介護等計画に基づき居宅介護等の提供にあたる。

##### ④事務職員 1名

事務職員は必要な事務を行います。

#### (2) 員数

職 種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者（サ責兼務）	1	0	1	介護福祉士
サービス提供責任者	4	1	5	介護福祉士
ヘルパー	0	4	4	介護福祉士
	0	3	3	実務者研修修了者
	0	1	1	ヘルパー2級
	0	1	1	初任者研修修了者
事務員	1	0	1	

※当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定居宅介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

#### 4 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

居宅介護	身体障害者、知的障害者、障害児（18歳未満の身体障害児、知的障害児）、精神障害者（18歳未満の精神障害者を含む）、難病患者
------	---

## 5 サービスの内容

### (1) 居宅介護

①身体介護（居宅に訪問し、入浴・食事等の介助をします。）

食事介護	食事の介助を行います。
入浴介護	入浴の介助、清拭や洗髪等を行います。
通院介護	医療機関への通院の介助を行います。
衣服着脱介助	衣服の着脱の介助を行います。
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
その他	上記以外の必要な身体介護を行います。

※医療行為は行いません。

### ②家事援助

調理	利用者の食事の用意を行います。
衣類の洗濯	利用者の衣類、寝具等の洗濯を行います。
買物	利用者の日常生活に必要な買い物を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
その他	その他関係機関への連絡など必用な家事を行います。

※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

### (2) その他のサービス

必要に応じて健康や日常生活上の相談や助言を行います。

## 6 利用料金

### (1) 利用料金

契約書別紙のとおりです。

### (2) サービス提供にともなう費用

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。また外出時の移動中の介護においてヘルパーに公共交通機関の交通費、入場料などが必要な場合、その実費をいただきます。（サービス利用時にその都度ご負担いただきます。）

### (3) 支払方法

利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月20日までに請求しますので、27日までにお支払いください。支払いは、原則として自動口座振替でお願いします。

現金でのお支払いを希望される場合は事業所にご相談ください。

### (連帯保証人)

本契約書の契約者には身元引受人を連帯保証人とし、他に1人、合わせて2人の連帯保証人を付けるものとし、連帯保証人は契約者が支払う利用料金等について、連帯しその責めを負うものとします。但し、身寄りがなく、連帯保証人がいないことをもって、サービスは拒めません。

## 7 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

- ①居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③居宅介護の提供にあたっては、適切なサービスを提供する為に、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

### (2) サービスの終了

- ①利用者が当事業者に対し7日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 事業者は事業所の廃止・縮小等のやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- ④ 事業者は次の事由に該当した場合は文章で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
  - ・利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場合
  - ・禁止行為（イ～ハ）があった場合
    - イ サービス従業者の心身に危害を及ぼす行為  
(例)・暴言、暴力又は乱暴な言動
      - ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント
    - ロ 事業者又は事業所の運営に支障を与える行為
    - ハ 以上のほか、サービスの提供を困難にする行為
  - ・利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

### (3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①利用者が施設に入所した場合
- ②居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③利用者が亡くなった場合

## 8 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

### 【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

### 【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

## 9 事故発生時の対応方法

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10 この契約に関する苦情・相談窓口

### 当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	受付) 管理者 新井 杏子 解決責任者) 所長 秋山 さゆり
電話番号	048-816-6648
受付時間	8時30分～17時30分

なお、当事業所では苦情対応について独自の取り組みを行っています。

利用している事業所以外に直接、医療生協さいたま本部への苦情・要望も受け付けています。048-294-6111にお気軽にお電話ください。

### 第三者委員

牧野 丘	埼玉総合法律事務所
	〒333-0063 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階
	電話 048-862-0355
	FAX 048-839-7927

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	さいたま市浦和区 健康福祉部 支援課 障害福祉係
電話番号	048-829-6143
受付時間	08:30～17:00

担当部署	さいたま市中央区 健康福祉部 支援課
電話番号	048-840-6062
受付時間	08:30~17:00

担当部署	さいたま市 保険福祉局 福祉部 障害福祉課
電話番号	048-829-1309
受付時間	08:30~17:00

担当部署	埼玉県運営適正化委員会
電話番号	048-822-1243 (相談専用電話)
受付時間	09:00~16:00

### 1.1 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

虐待防止に関する責任者	管理者 新井 杏子
-------------	-----------

### 1.2 個人情報の利用目的と取り扱い

#### (1) 使用目的

- ① 居宅介護サービスの提供を受けるにあたって、事業所と相談支援事業所の相談支援専門員等との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- ② 上記(1)のほか、相談支援事業所の相談支援専門員又は障害者福祉サービス事業所、介護サービス事業所及び市町村との連絡調整のために必要な場合。
- ③ 現に居宅介護サービスの提供を受けている場合で、体調等の変化及びけが等で医療機関を受診した際、医師・看護職員等に説明する場合。

#### (2) 個人情報を提供する事業所

- ① 居宅介護計画に掲載されている障害者福祉サービス事業所及び介護サービス事業所。
- ② 医療機関(体調等の変化及び怪我等で診療することとなった場合)。

#### (3) 使用する条件

- ① 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては、関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

#### (4) 医療生協さいたまの個人情報の取扱については別紙により説明いたします。

居宅介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 (事業者名) 医療生協さいたま生活協同組合  
(所在地) 埼玉県川口市木曾呂1317  
(代表者名) 理事長 雪田 慎二

(事業所名) 医療生協ケアステーションうらしん  
(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 3-10-4 2F  
(説明者) 氏名

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者  
(住所)  
(氏名)

代理人または立会人等  
(住所)  
(氏名)  
(利用者との続柄)

また、個人情報の利用目的・取扱い（別紙）により、事業所から個人情報の取り扱いについて説明を受け、その内容に同意します。

年 月 日

利用者  
(氏名)

代筆者  
(氏名)  
(利用者との続柄)

利用者家族の個人情報の利用目的・取扱いについて本書面及び別紙により説明を受け、その内容に同意します。

家族代表  
(住所)  
(氏名)

(利用者との続柄)